

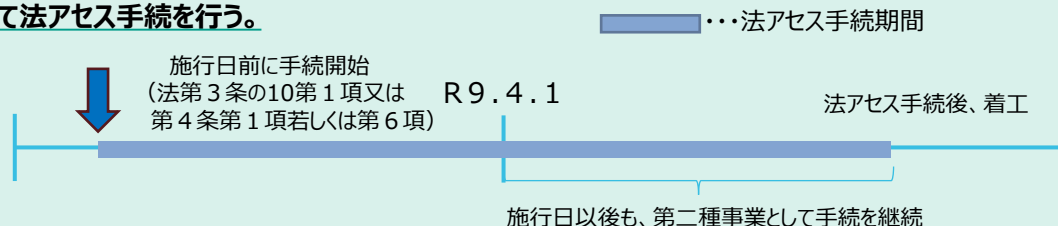
本政令の経過措置の内容等に関する概要について

- ① 現行の第二種事業のうち、本政令の施行により第一種事業に該当することとなる太陽電池発電事業については、既に環境影響評価法に基づくアセス手続（法アセス手続）を開始していれば、本政令の施行日（令和9年4月1日予定）以後も引き続き第二種事業として法アセス手続を行う。（本政令案附則第2項）
- ② また、現在法の対象ではないものの、本政令の施行により新たに法の対象となる太陽電池発電事業については、
 - ・ 本政令の施行の際、条例等に基づき作成したアセス図書があるときは、当該図書を、それに相当する法のアセス図書とみなし、途中から法アセス手続を開始する。（環境影響評価法第54条）
 - ・ 本政令の施行日前に電気事業法に基づく工事計画の認可又は届出がなされている事業（施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは軽微な変更のみをして実施されるものに限る。）については、法アセス手続は不要。（環境影響評価法第55条）

① 本政令により第二種事業から第一種事業に該当することとなる太陽電池発電事業（3万kW以上4万kW未満の事業）

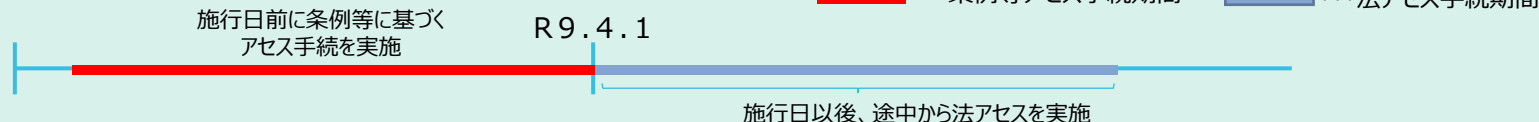
- 既に法アセス手続を開始していれば、引き続き第二種事業として法アセス手続を行う。

- ・ 本政令の施行により第一種事業となっても、配慮書手続を実施する必要はない。
- ・ 本政令の施行日前に、判定の結果、法アセス手続不要とされた事業については、施行日以後に第一種事業となっても、法アセス手続を実施する必要はない。



② 現在法の対象ではないものの、本政令により新たに法の対象となる太陽電池発電事業（3万kW未満の事業）

- 条例等に基づきアセス手続が進行していれば、途中から法アセス手続を開始する。



- 本政令の施行日前に電気事業法に基づく工事計画の認可又は届出がなされている事業（施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは軽微な変更のみをして実施されるものに限る。）については、法アセス手続は不要。

